

リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センター 使用済燃料貯蔵事業変更許可申請書に関する 審査の結果の案の取りまとめについて

令和2年9月2日
原子力規制委員会

1. 審査結果の取りまとめについて

原子力規制委員会は、平成26年1月15日にリサイクル燃料貯蔵株式会社から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の7第1項の規定に基づき提出されたリサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵事業変更許可申請書を受理した。また、平成27年1月30日、平成27年3月6日、平成28年2月8日、平成28年9月16日、平成31年1月10日、平成31年1月29日、平成31年3月26日、令和2年3月30日、令和2年7月27日及び令和2年8月14日に、同社から当委員会に対し同申請の補正がなされた。

当委員会は、本申請について、審査会合等において審査を進めてきたところ、原子炉等規制法第43条の7第3項において準用する同法第43条の5第1項各号のいずれにも適合しているものと認められることから、別紙1のとおり審査の結果の案を取りまとめることとし、原子力委員会及び経済産業大臣の意見を聴くこととする。

2. 原子力委員会への意見聴取

原子炉等規制法第43条の7第3項において準用する同法第43条の5第3項の規定に基づき、別紙2のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について原子力委員会の意見を聴くこととする。

3. 経済産業大臣への意見聴取

原子炉等規制法第71条第2項の規定に基づき、別紙3のとおり経済産業大臣の意見を聴くこととする。

4. 意見募集の実施

核燃料施設に係る審査書案に対する意見募集については、新規制基準において重大事故等対処施設の設置を要求している再処理施設及びMOX加工施設について実施することが決定している。その他の核燃料施設については、リスクの観

点から科学的・技術的に重要な判断が含まれる場合には、審査書案に対する意見募集を行うことがあり得るとしている。（参考2）※¹

今回の申請に係る審査書案を取りまとめるに当たっては、

（案の1）：審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行う。

（案の2）：審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行わない。

5. 今後の予定

原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の結果（案の1の場合：並びに審査書案に対する科学的・技術的意見の募集の結果）を踏まえ、原子炉等規制法第43条の7第1項の規定に基づく当該事業変更許可申請に対する許可処分の可否について判断を行う。

※1 平成28年2月17日 第56回原子力規制委員会 資料3
(<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11235834/www.nsr.go.jp/data/000140069.pdf>)